

令和8年度田子町農業チャレンジ支援事業費補助金交付要綱

令和8年4月1日制定

(目的)

第1条 町は、農業技術の習得や品質向上等が図られる栽培方法の習得に係る研修会への参加や技術習得、病害虫の被害軽減及び撲滅に有効とされる対策の試験、簡易かつ効果が期待される鳥獣被害対策等を積極的に取り組もうとする農業者等に対し、令和8年度予算の範囲内において、田子町農業チャレンジ支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、田子町補助金等の交付に関する規則（昭和45年10月田子町規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助の対象者（以下「補助事業者」という。）は、町内在住の農業者、そのグループ及び団体とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。
2 新規果樹栽培に係る経費については、申請により3年間を限度に補助延長を認めるものとする。なお、当該事業は当該年度の予算内において実行するものとする。

(申請書等)

第4条 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。
2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
(1) 事業実施計画（第2号様式）
(2) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請について適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し補助事業者に通知するものとする。
2 町長は、前項の場合において、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めたときは、条件を付することができる。
3 町長は、第1項の決定にあたっては、必要に応じてアドバイザーの意見を聴くことができる。
4 アドバイザーは、青森県三八農林水産事務所農業普及振興室分室とする。

(補助金の交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の

規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）について別表に定める重要な変更を加える場合において、事業変更承認申請書（第3号様式）を町長に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を町長に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はこれらの遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を町長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和9年4月1日から5年間保管しておくこと。
- (5) 事業実施年度から5年間、各年度における成果について実績報告書（第4号様式）を作成し、事業報告書（第5号様式）に添付して、事業実施年度の代表者が当該各年度の翌年度の4月30日までに町長に提出すること。なお、事業実施年度から起算して5年以内に事業を中止（廃止）した場合はこの限りではない。

（交付決定前着手）

第7条 事業を執行するにあたり、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業に着手する場合には、交付決定前着手届（第6号様式）を町長に提出するものとする。

（申請の取下げの期日）

第8条 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第9条 この補助金は、概算払いで交付することができる。

（実績報告）

第10条 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い期日までに事業完了実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業報告書（第5号様式）
- (2) その他町長が必要と認める書類

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3、第6関係）

事業種目	補助対象経費	補助金の額	重要な変更	備考
田子町農業チャレンジ支援事業	<p>農業技術の習得、品質向上等が図られる栽培方法の習得に係る研修会への参加や技術習得等に係る次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規作物栽培、販売に必要な種子、資材購入等に係る経費 ・病虫害被害対策試験に必要な資材購入費等及び先進技術習得の実施に係る経費 ・新資材等を活用した試験栽培に係る経費 ・専門家からの助言・指導に係る経費 ・先進地事例調査等研修費 ・講習会等参加費、旅費 ・簡易かつ効果が期待される鳥獣被害対策に係る経費 ・その他必要と認められる経費 	補助対象経費の10分の10に相当する額、上限は150,000円とする。	事業費の30%を超える増減	<p>新規作物栽培における品目・品種等について、既に当町での普及率が高い品目については、対象外とする</p> <p>以下の支出は補助金の対象外とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者の運営や維持のための経費 ・申請者に属する講師や専門家への謝金 ・飲食費 ・商談会への参加旅費等 ・領収書等の添付がない支出

第2号様式（第4条、第10条関係）

1 事業実施計画（実績）

タイトル		
目的		
内容		
実施方法	時期	内容
		(令和8年度)
		(令和9年度：参考)
予想される効果		
備考		

2 事業完了（予定）年月日
 令和 年 月 日

3 収支予算（又は収支精算）

(1) 収入の部

単位：円

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
町補助金					
そ の 他					
合 計					

(2) 支出の部

単位：円

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減額		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

番 号
令和 年 月 日

田子町長 山 本 晴 美 殿

（補助事業者）

住所 三戸郡田子町大字 字

氏名

令和8年度田子町農業チャレンジ支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け田収発第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和8年度田子町農業チャレンジ支援事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、田子町農業チャレンジ支援事業費補助金交付要綱第6条第1号（第2号）の規定により、その承認を申請します。

記

事業種目	補助事業に要する経費	申請金額	備考
田子町農業チャレンジ支援事業	円	円	
計			

注 事業計画書（第2号様式）を次により作成し、添付すること。

1 変更の場合は、「事業の実施方針」を「変更の理由」と書き換えるものとし、事業の内容及び経費の配分は、変更する部分について変更前を上段に括弧書きとすること。

2 事業の中止又は廃止の場合は、「事業の目的」を「中止（又は廃止）の理由」に書き換えるものとし、事業の内容及び経費の配分は、その時点における事業の内容及び経費の配分を記入すること。

第4号様式（第6条関係）

令和8年度田子町農業チャレンジ支援事業実績報告書

事業年度	
タイトル	
取組メンバー	
事業概要	
事業の予想される効果	
実施内容	
販売実績等	
事業の結果と効果、課題等	
事業の達成度	1. 完全に達成できた。 2. ほぼ達成できた。 3. ほとんど達成できなかった。 4. 全く達成できなかった。 5. どちらとも言えない。
今後の普及のために考えられること	

番 号
令和 年 月 日

田子町長 山 本 晴 美 殿

（補助事業者）

住所 三戸郡田子町大字 字

氏名

令和8年度田子町農業チャレンジ支援事業報告書

令和8年度に実施した田子町農業チャレンジ支援事業について、令和8年度田子町農業チャレンジ支援事業費補助金交付要綱第6条第5号の規定により、令和 年度の実績を報告します。

（注） 実績報告書を添付すること。

番 号
令和 年 月 日

田子町長 山 本 晴 美 殿

（補助事業者）

住所 三戸郡田子町大字 字

氏名

令和8年度田子町農業チャレンジ支援事業費補助金交付決定前着手届

令和 年 月 日付けをもって申請した令和8年度田子町農業チャレンジ支援事業については、下記条件により補助金交付決定前に着手したいので届出いたします。

記

1 事業の内容

2 交付決定前に着手を必要とする理由

3 条件

- （1）補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てない。
- （2）当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わない。

番 号
令和 年 月 日

田子町長 山 本 晴 美 殿

（補助事業者）

住所 三戸郡田子町大字 字

氏名

令和8年度田子町農業チャレンジ支援事業完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け田収発第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和8年度田子町農業チャレンジ支援事業が完了（を廃止）したので、田子町補助金等の交付に関する規則第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実施実績（第2号様式）
- 2 支出明細書（領収書写添付）
- 3 その他必要な書類（事業の内容が分かる写真等）

令和 年 月 日

田子町長 山本晴美 殿

(補助事業者)

住所 三戸郡田子町大字 字

氏名 印

令和8年度田子町農業チャレンジ支援事業費補助金請求書

金 円

ただし、令和 年 月 日付け田収発第 号で交付決定の通知を受けた
令和8年度田子町農業チャレンジ支援事業費補助金として、上記の金額を請求します。

田収発第 号
令和 年 月 日

氏名 殿

田子町長 山本晴美

令和8年度田子町農業チャレンジ支援事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった令和8年度田子町農業チャレンジ支援事業費補助金について、田子町補助金等の交付に関する規則第4条第1項の規定により決定し、同規則第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付の目的及び内容は、交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助金交付決定額は、金 円とする。

田収発第 号
令和 年 月 日

氏名 殿

田子町長 山本晴美

令和8年度田子町農業チャレンジ支援事業費補助金確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった令和8年度田子町農業チャレンジ支援事業費補助金については、田子町補助金等の交付に関する規則第13条の規程に基づき、下記のとおり額を確定しました。

記

1 確定額等

交付決定額	確定額 (A)	交付済額 (B)	未交付額 (A-B)
円	円	円	円